

よくある質問と回答

【データ収集・提供の目的と範囲】

Q 何のためにデータを収集するのですか。

今回のデータ収集は、「東京都周産期医療情報ネットワーク事業運営要領」4（1）イに基づいて実施されます。また、「周産期医療対策事業実施要綱」において、産科医療及び新生児医療に関する情報は医療政策部長が別に定める様式に従い情報センターへ提出することを定めています。

上記で指定されている様式は、以下となります。

- ・日本産科婦人科学会周産期登録フォーマットのデータ（通称：周産期登録データ）
- ・「DPC 導入の影響評価に係る調査データ」フォーマットのデータ（通称：DPC データ）
- ・診療報酬支払機関（支払基金や国保連合会）に提出する「医科診療報酬明細書情報（通称：医科レセプトデータ）

なお、東京都に必要な周産期医療情報を提供することは、東京都周産期母子医療センターの指定要件にもなっております。

詳細については、東京都保健医療局医療政策部 救急災害医療課にお問い合わせください。

Q 提出したデータはどのように使われますか。

提出データは、東京都周産期医療情報ネットワーク事業運営要領（令和 5 年 6 月 22 日付 5 福保医救第 510 号）に基づき、周産期医療情報センター（情報センター）において、周産期医療の運用に必要な情報を収集分析し、東京都の周産期医療施策に資するとともに、医療施設等に対する情報提供等を行うために用いられます。

本業務は、東京都個人情報取扱事務要綱（平成 17 年 3 月 31 日付 16 生広情報第 708 号）第 2 に定める管理体制及び東京都保健医療局が定める安全管理基準と同等以上の水準を満たす事業者により実施されます。

令和 7 年度は国立研究開発法人国立成育医療研究センターが本業務を担います。

Q 行政目的の利用とはいえ、当院から個人情報や医療情報を東京都に提供する際には、覚書を交わして、情報範囲、管理責任などを明文化したい。

本データ提供に関する覚書の雛形を準備する予定です。詳細については、東京都保健医療局医療政策部救急災害医療課にお問い合わせください。

よくある質問と回答

【個人情報の取扱いと患者の同意】

Q 利用するデータには患者氏名などの情報が含まれますがそのまま提出して大丈夫でしょうか。

DPC データは、厚労省への提出用データ作成時に行われる診療録番号の仮名化、患者氏名の削除、等の処理を行ったデータを使用してください。

周産期登録および医科レセプトにおいても、診療録番号・患者氏名・被保険者番号を他の文字列に置き換える仮名化を行ったのちのデータの提出をお願いします。また、作成したデータを第三者が閲覧できないよう暗号化した後にデータ提供をお願いいたします。

周産期登録および医科レセプトを DPC データと連結可能な状態で仮名化し、第三者が閲覧できないよう暗号化作業を実施するための専用プログラムは事務局より配布いたしますので、そちらをご使用ください。

Q 東京都へのデータ提供に当たり患者本人の同意は必要ですか。

都に提出する産科医療及び新生児医療に関する情報が個人情報を含む場合には、必ず本人又は保護者（以下「本人等」という。）からの同意を得るものと定めております。なお、本人等からの同意の方法については、各周産期センターがとり得る最善の方法によるものとしております。（「東京都周産期医療情報ネットワーク事業運営要領」）

Q 当院では患者からの同意取得のために情報公開文書を掲示したいと考えていますが、参考となる文書はありますか。

医療施設で使用できる情報公開文書の雛形を準備する予定です。なお、本人等からの同意の方法については、各周産期センターがとり得る最善の方法によるものとしておりますので、必ずしも雛形に従う必要はありません。詳細については、東京都保健医療局医療政策部救急災害医療課にお問い合わせください。

【データの準備・フォーマット】

Q 周産期医療に関するデータ提供なのに、医療機関全患者の DPC データや医科レセプトの準備が必要ですか。

データ収集対象者は、令和2年から6年に都の周産期医療センターにて分娩した妊婦出生した児、及び令和2年から6年に NICU・GCU に入院した児となります。

一方で、DPC データや医科レセプトについては様式の都合上、各医療機関で患者種別横断的に作成・管理がされていると思われます。

このため、各医療機関では全受診患者の DPC データや医科レセプトを準備の上、事務局から配布するプログラムを用いて、対象者の DPC 情報や医科レセプトのみに抽出し、提出をお願いしております。

よくある質問と回答

Q 自費診療のみの患者については DPC データには含まれていません。

今年度は DPC データからは保険診療データのみ収集となります。このため、自費診療についてはデータ収集の対象外となります。

Q 令和2年など過去の DPC データ、医科レセプトがすでに破棄済で院内にありません。

院内に残っている最新のデータのうち、対象期間に含まれるデータをご準備ください。

なお、専用アプリでは3つのデータが連動してデータ抽出が行われますので、

- ・院内でご準備いただける周産期登録データの最も古い分娩日より9か月以上前から
- ・院内でご準備いただける周産期登録データの最も新しい分娩日から6か月以上後までの

期間を含む DPC データと医科レセプトデータをご準備いただくようにお願いします。

また、本データ提供依頼は今後も継続して行われる可能性がありますので、本事業のため、今後は過去3年分の DPC データと医科レセプトデータの保存をお願いできれば幸いです。

Q 古い周産期登録データに入力不備があるかもしれません。再入力が必要でしょうか。

本データ提供のために、すでに学会等に提出しているデータを、過去に遡って修正する必要はありません。一方で、本データ提供依頼は今後も継続して行われる可能性がありますので、正確な統計作成のためにも、今後はより正確な入力を心がけていただけますと幸いです。

Q 周産期登録データの入院番号が電子カルテ上の診療録番号とは異なります。

データの正確な抽出のためには、周産期登録データの「母入院番号」「児入院番号」が電子カルテ上のそれぞれの患者の診療録番号と一致していることが必要です（番号の冒頭にある「0」の数が異なることのみによる違いを除く）。簡単な変換（「冒頭に 1000 を付ける」など）で対応可能な場合は、周産期登録データの入院番号を一括変換していただくことで対応が可能です。

Q 周産期登録データが年度ごとのファイル（CSV）になっている場合、どうすればいいですか。

専用アプリには、複数のファイルにわかれた周産期登録データを統合する機能がありません。そのため、手動で1つの周産期登録データファイル（CSV）に統合して利用するか、各データファイルごとにアプリで抽出作業を行ってください。なお、複数回に分けて作業を行う場合、提出データも複数のファイルになります。

Q 当院は周産期登録を学会に提出しておりません。このため、データも院内にありません。

今年度お配りするアプリでは、周産期登録がないと、院内分娩についてのデータは作成できない形となっております。このため、今年度は①※の提出は不要となります。

よくある質問と回答

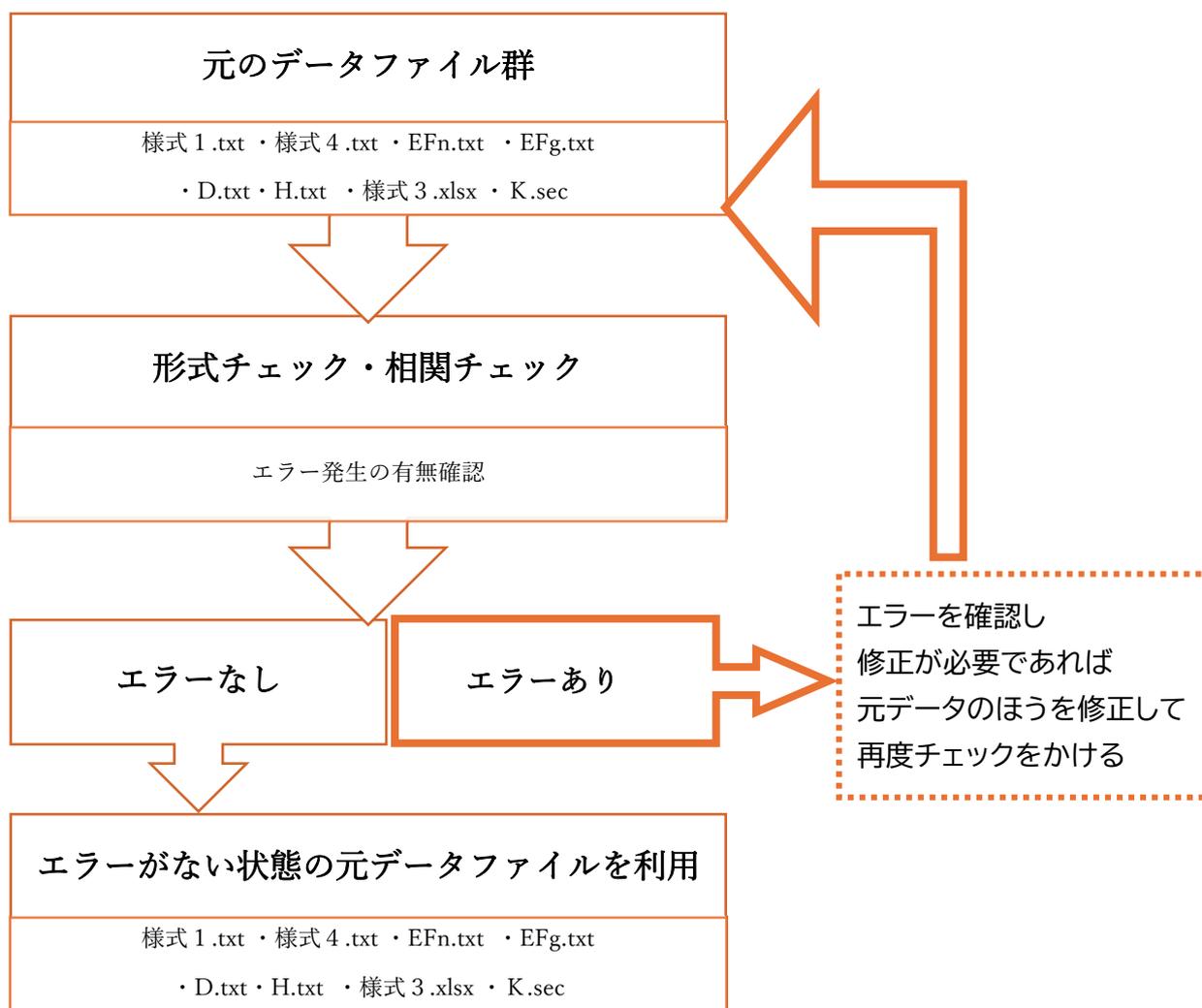
NICU/GCU 加算を算定した患者が該当期間にいる場合は、②※のみご提出ください。

※①各医療機関にて分娩した妊婦とその妊婦から出生した児②各医療機関の NICU/GCU に入院した児

Q 専用アプリで統合する際に使用する DPC データはどのような形式ですか。

DPC データ提出支援ツールにて、形式チェック・相関チェックを行い、エラーのなくなった状態の元データファイル群を使用します。※提出用データではありません。

【DPC データ確認イメージ図】



よくある質問と回答

【作業環境と準備】

Q パソコンは何を準備すればよいですか。

以下の条件を満たすパソコンをご準備ください。

- ・ Windows 10 または 11 で動作すること
- ・ 外部媒体 (CD) から情報を読み込むことができること (データ収集用プログラムは CD で配布予定)
- ・ 外部媒体に情報を抽出できること (データ提出は CD-R でお願いしております)
- ・ 貴施設のセキュリティ上、氏名・診療録番号などの個人情報が含まれる医療情報を扱うことが許可されたパソコンであること

なお、パソコンの性能によっては、データ収集用プログラムのランタイム (抽出が終わるまでの時間) は変動する場合があります。

Q 専用アプリの使用環境について。

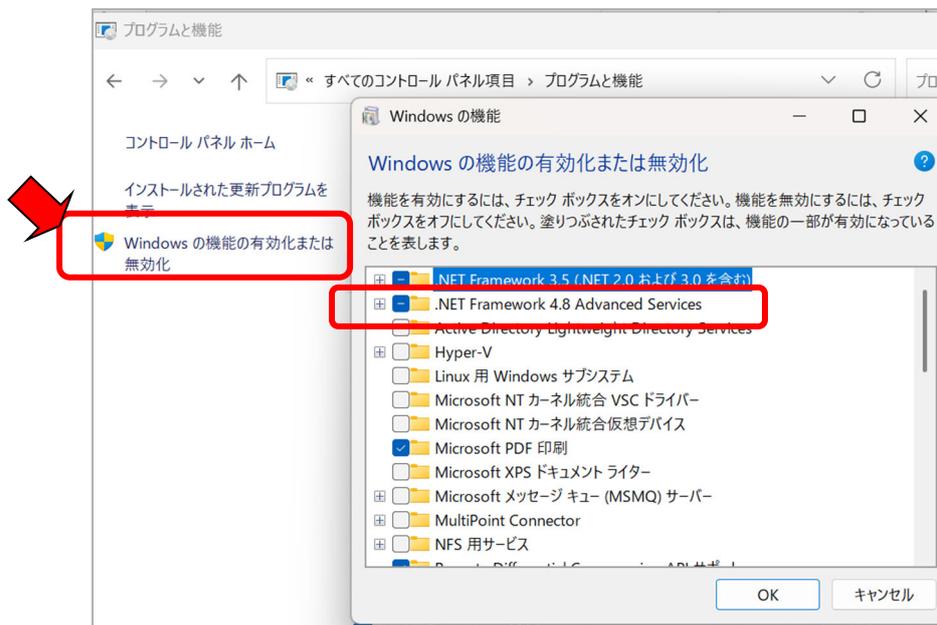
専用アプリは、「.NET Framework 4.8」でのご利用を推奨しています。

Windows 10 や Windows 11 には .NET Framework の一部が標準で含まれているため、すでに利用可能な場合もあります。アプリが起動しない場合は、.NET Framework 4.8 が正しくインストールされているか確認してください。

【確認・対応方法】

① Windows に .NET Framework 4.8 が入っているか確認

- 「コントロールパネル」→「プログラムと機能」→「Windows の機能の有効化または無効化」をクリックする
- 「.NET Framework 4.8」がリストにあるか確認



よくある質問と回答

- ② .NET Framework 4.8 がない場合はインストール
 - Microsoft 公式サイト から.NET Framework 4.8 のランタイムをダウンロード・インストール
- ③ アプリの動作確認
 - インストール後に PC を再起動し、アプリを起動

Q パソコンに専用アプリをインストールせずに利用できますか

このアプリはパソコンにインストールすることなく利用できます。パソコンに保存しない場合は、USB などの外部メディアに保存して利用してください。

【作業の進め方とスケジュール】

Q どれくらい時間がかかりますか

規定様式のデータが準備されている場合、データ収集用プログラムのセットアップにかかる時間は約 30 分です。データ収集用プログラムのランタイム（抽出が終わるまでの時間）はパソコンの性能及び病院の規模によって異なりますが、パイロット実施施設では約 1～4 時間かかっております。

Q 作業をする人にはどのような知識・経験が必要ですか

データ収集用プログラムを操作する職員は、貴施設における以下の 2 点を理解している必要があります。

- ① 医科レセプトデータにおける「データ識別番号」の付与方法の仕組み
 - ② 厚生労働省へ提出する D P C データの作成における「カルテ番号等」の付与の仕組み
- 一方で、医療知識は特に必要ありません。

Q 具体的な作業手順を教えてください。

データ収集用プログラムの準備および実行については、手順書を配布します。データ作成がうまくできない場合等のトラブルシューティングについても手順書の記載を参照ください。

Q 院内手続きを鑑みると 9 月に初回データ提出は難しい。

最終データ提出時に初回データも併せて提出していただく形でも問題ありません。

